

議案第 3 2 号

湯梨浜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例等を廃止する
条例について

次のとおり、湯梨浜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例等を廃止する条例

(湯梨浜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止)

第1条 湯梨浜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成16年湯梨浜町条例第193号）は、廃止する。

(湯梨浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止)

第2条 湯梨浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第194号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。